

3月号 (522号)

我が国は、経済活動・社会生活の基盤となるエネルギー資源等の多くを輸入し、海上における船舶の安全確保は極めて重要とされてきた。ソマリア沖・アデン湾は、アジアと欧州を結ぶ海上交通路の要衝とされているところ、この地域では、2008年から海賊等の事案の発生件数が急増していた。国連海洋法条約は、「すべての国は、最大限に可能な範囲で、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力する」と定め(100条)、各国は海賊船舶の拿捕及び科すべき刑罰の決定等ができる(105条)ほか、国連安保理も海賊行為抑止のための各国の協力を求めている。そこで我が国は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(平成21年法律第55号)を制定した(以下「対処法」)。

対処法によると、公海又は我が国の領海・内水において、船舶(軍艦及び各国政府が所有・運航する船舶を除く)に乗り込み又は乗船した者が、私的目的で、対処法所定の海賊行為(航行中の他の船舶の強取又は運航の支配等)をしたときは、刑罰が科される(2条~4条)。海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施するが(5条1項)、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に必要な行動をとることを命ずることができる(海賊対処行動。7条1項及び自衛隊法82条の2)。防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けるときは、所定の事項を定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出するが、同大臣は、承認したとき又は海賊対処行動が終了したときは、遅滞なく国会に報告しなければならない(7条2項・3項)。海賊対処行動の際の自衛隊の権限としては、自衛官の職位に応じ、海上保安庁法に定める措置(民間人への協力要求、書類の提出命令・立入検査、船舶停止等の強制的措置。同法16条・17条1項・18条)のほか、警察官職務執行法(警職法)7条(武器の使用)等が準用される(対処法8条)。対処法制定前に、政府は自衛隊法上の海上警備行動(82条)としてソマリア沖・アデン湾に護衛艦を派遣していたところ(2009年3月)、同法制定後は海賊対処行動として、自衛隊の部隊が護衛活動等を行っている。

Xらは、A国籍者であるところ、他同国籍者数名と共謀の上、私的目的で、20**年3月、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、航行中のB船籍のオイルタンカー(日本の商船会社が所有する船舶)に小型ボートで接近し、乗り移った上、船長室ドアに向け自動小銃を発射する等の行為により、船長ら乗組員を脅迫し、操舵室内に押し入り、同タンカーの運航を支配しようとしたところ、船長は、救難信号の発信と機関室内への退避を乗組員に指示し、操船機能を機関室内に切り替えたことから、Xらは同タンカーを停止できなかった。ソマリア沖を護衛していた自衛隊の護衛艦は救難信号を受信し、救助に駆けつけ、武器の使用等によりXらを制圧し、Xらはその目的を遂げなかった。その後、護衛艦に乗船していた海上保安官は逮捕状を得た上、Xらを公海上において逮捕した。Xらは我が国に搬送され、我が国において対処法違反の容疑で起訴された。

Xらの代理人弁護士は、対処法に定める海賊対処行動に伴う武器の使用は、①憲法9条が禁ずる「武力の行使」に該当する、②海外における自衛隊の実力行使には、民主的統制の観点から国会による事前承認が不可欠であるのに、内閣総理大臣による報告にとどまる点で、国会を「国権の最高機関」と定める憲法41条に反する、として争おうとしている。これらの主張について、あなたの意見を述べなさい。なお、対処法はじめ関連法令はe-Gov法令検索等で各自確認すること。

2月号 (521号)

元A市長Wは、同市にある〇〇神社の鎮座500年を記念する諸事業の奉賛を目的とする団体の発会式に、公用車を用いて出席し祝辞を述べたところ、A市住民は、この行為が憲法上の政教分離原則に反するとして、その出席に伴う運転職員の手当等に係る違法な公金支出により市が損害を受けたとして、地方自治法242条の2第1項（以下「本件規定」）4号に基づき、この支出相当額の損害賠償の請求をWにするよう、現A市長Xに求める訴訟を提起した。第1審裁判所は、Wの行為は政教分離原則に反するとして住民の主張を認めた。またA市では、Wが市長の時から、市の所有する土地に△△神社施設が設置されており、A市住民は、これも政教分離原則に反するとして、現A市長であるXに対し、市所有地の使用貸借契約解除等をしないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、本件規定3号に基づき上記の事実の違法確認を求めた。第1審裁判所は、この土地の無償提供行為は政教分離原則に反するとした。

相次いで敗訴したXは、本件規定における訴訟は、地方公共団体の財務行為の適正を期するために立法政策的に裁判所に認められたものにすぎないはずなのに、本件規定の下で裁判所が政教分離原則等の憲法判断をすることはおかしいのではないか、本件規定を改正すべきであると考え、同じ考えをもつ他の地方公共団体の長らとともに、関係する国会議員Zに働きかけを行った。その結果、国会議員Zは、本件規定本文に、次のような規定を追加する改正案を考えた。

「ただし、日本国憲法第20条第1項後段及び第3項並びに第89条前段違反を理由として請求することはできない。」

XとZが旧知の法律家に相談したところ、このような規定を設けることは、裁判所の違憲審査権を制限することになる点で問題ではないか、との意見を得た。この改正案に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

1月号(520号)

20**年2月、 α 国は、隣国 β が自国の主権を脅かす動きをみせているなどと主張し、 β の領土へ軍事行動を開始した。これに対し我が国の内閣総理大臣は、「このような行動は、 β の主権・領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法・国連憲章の重大な違反であって、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国は最も強い言葉でこれを非難する」旨の声明を發した。野党A党は、こうした政府の姿勢に共鳴し、代表Bも同様の声明を發表したほか、20**年の参議院議員通常選挙における党の公約中にも、「国益の確保と国際平和への貢献」という項目中に、国際社会における「法の支配」の徹底を図る旨の方針を掲げ、 α の軍事行動を強く非難し β を支援する旨表明していた。この選挙の結果、A党は参議院で野党第1党となった。

Xは、この選挙において、A党の比例代表選出議員の候補にかかる参議院名簿登載者となり当選した者である。Xは「国益の確保と国際平和への貢献」に関するA党の方針について賛同していたものの、かねて α との関係が深く、同国の軍事行動に関して、同国を擁護する発言をしばしば行っていた。Xは参議院議員となったのち、視察の名目で1週間程度 α を訪問し、同国の要人と会談した。現地の取材に応じたXは、「現在、 α の臨時軍事作戦が急展開しているが、私は α の勝利を信じて疑わない。 α が β に屈することなどありえない。 α を全面的に支援したい」旨の発言をした。Bは、①Xの α 訪問は、海外渡航前に党への届出を必要とするA党内規に反すること、②Xの言動は、 β を支援するA党の方針に反することを重くみて、処分を検討すべく党紀委員会に諮問した。同委員会は、Xの言動について、①は党の規約・諸規程等違反に該当すること、②は党の方針違反であることから、党の倫理規範に反すると認定し、Xに対し除名処分が相当である旨答申した。党紀規則上、党紀委員会が党員の行為等を倫理規範違反と認定する際、対象党員の弁明を聴取する等「その権利の擁護に配慮しなければならない」とされているが、緊迫する国際情勢に鑑み、迅速な対応が必要と考えたBは、弁明聴取の機会等をXに与えない方針を党紀委員会に示し、同委員会はそれに沿って上記答申を行った。答申を受けたBはA党役員会の議を経て、Xを除名処分にする事とし、その旨Xに通知した。

Xは、自己の信念もあり除名処分それ自体は受け入れることとしたが、先の20**年参議院議員通常選挙で参議院名簿を提出していたD党には、 α に親和的な議員が多いため、同党に党籍変更をした。しかし、参議院の比例代表選出議員が議員となった日以後に当該選挙における他の名簿届出政党等に所属する者となったときは退職者となる旨定める国会法109条の2第2項により、失職せざるを得なくなった。Xは、知人の作家から除名処分について裁判で争ってはどうか、と助言があったため、除名処分について法的に争うことはできないかと考え、法律家甲に相談した。

あなたが甲であるとして、本件に関する憲法上の問題点について、意見を述べなさい。

12月号 (519号)

憲法 69 条は、衆議院で内閣不信任決議案の可決または信任決議案の否決の場合、10 日以内に衆議院が解散されない限り内閣は総辞職しなければならないとするが、このような解散は、実際には戦後数回にとどまり、それ以外は同条所定の場合以外を事由とする解散であった。内閣は天皇の国事行為である「衆議院を解散すること」に「助言と承認」を与える立場にあることから（憲 7 条柱書）、実務では、解散の実質的決定権は内閣にあるとされてきた。内閣として解散について意思統一できない場合、解散をしたいと考える内閣総理大臣は、憲法上認められた国務大臣の罷免権を行使して（憲 68 条 2 項）、自身の考えと異なる国務大臣を罷免することにより、意思を統一させることができる。このため、政治では、「解散は首相の専権事項」などとされてきた。

近年、衆議院を解散させることについて積極的な理由が乏しいと思われるのに、その時々々の政治状況を踏まえ、「国難突破解散」や政権の経済政策の是非を問う解散など、自党または自らの政権に有利なように解散を行い、内閣によってかなり恣意的に解散の決定が行われているのではないかと、とも指摘されるようになった。そこで、A 党所属の衆議院議員 X は、衆議院の解散権の実質的決定権が内閣にあることを前提にしつつ、その解散手続を立法によって明確化し、内閣の恣意的な解散決定権行使を抑制すべく、次のような「衆議院解散手続法」案を作成した（以下「本法案」という）。①内閣は、衆議院を解散するときは、解散予定日とその理由を、解散予定日の 10 日以上前に衆議院に通知しなければならない。②内閣は、①で通知した日以外に解散してはならない。解散を決定しないときは、①で通知した日までに、中止とその理由を衆議院に通知しなければならない。③衆議院が①の通知を受けたのち、同院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があるときは、衆議院議長は、①で示された理由について、衆議院の議院運営委員会（各議院に設置される議院の運営に関する事項、国会法及び議院の諸規則に関する事項等について審議・協議する常任委員会。国会 41 条 2 項 16 号）で質疑を行い、その結果を衆議院本会議で報告し、さらなる質疑に付すものとする。ただし、衆議院本会議は、あくまで質疑を行うにとどまり、①で通知された理由について否認する決議等は行わない。

X が本法案を取りまとめたところ、本法案は内閣の実質的解散決定権を制限し憲法 7 条に反するのではないかと、との疑義が同党所属の議員から出された。このため X は、旧知の法律家甲に、本法案の憲法上の問題点について相談に来た。

あなたが甲であるとして、本法案の憲法上の論点について意見を述べなさい。

11 月号 (518 号)

W 市に生活する A (80 歳) は、折柄の酷暑のため熱中症で救急搬送され入院することになった。A が入居するマンション管理人から相談を受けた W 市保健福祉センター (以下「センター」) 職員は、A 宅を訪問し、A の妻 X (81 歳) の立会いのもとで A の健康保険証や通帳・現金等を探そうとしたが、X に質問等をしてもしつこい回答をするのみであったこともあり、これらを見ることができなかった。センター職員は W 市福祉事務所職員と協議し、公的年金の収入が年額約 250 万円 (A) ・約 100 万円 (X) あることが確認できたものの、X らは現金も持ち合わせておらず預金通帳等も紛失し自ら財産管理ができない状況にあり、直ちに活用可能な資産もなく、入院費用等の支払もできない状態にあるとして、生活保護の開始が必要ではないか、ということになった。生活保護法 (以下「法」) によると、都道府県知事・市長等の保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、職権で保護の種類等を決定し保護を開始しなければならない (法 25 条 1 項)。W 市長より委任を受けた W 市福祉事務所長 Y は、A について職権で生活保護を開始する決定を行い、医療措置にかかる扶助である医療扶助費約 490 万円を支給した。

一方、センター職員は、A の入院手続等における同人及び X とのやりとりから両名に認知症の疑いがあると考え、福祉事務所の職員と協議の結果、老人福祉法 32 条に基づき、両名について成年後見の審判を申し立て、弁護士 C が成年後見人に選任され、その審判が確定した。後見開始後 C が A 及び X の預金等を確認したところ、両名について合計約 1000 万円の預金等があったことが判明した。法によると、保護を受けた者 (被保護者) が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めているので (法 63 条)、Y はこれに基づき、A に対し、医療扶助費として支給した保護費約 490 万円の全額の返還決定をした (以下「本件返還決定」)。この決定後まもなく A は死亡したが、X は認知症のため事態が把握できず、A の相続人である実子 D がこの事実を知った。大学法学部で学んだ D は、本件返還決定により 500 万円近くの支払を余儀なくされることは、認知症でもある X の最低生活の維持をむしろ阻害し、生存権を保障する憲法 25 条との関係で問題ではないかと考え、X とともに、本件返還決定が憲法 25 条に反するとしてこの取消しを求め、訴えを提起しようと、C に相談した。あなたが C であるとして、D 及び X がなすうる憲法上の主張について、意見を述べなさい。

10月号 (517号)

Z国籍を有する者であったAは、所定の在留資格で来日し、飲食店で勤務していたところ、解雇され、その後浮浪生活状態にあった。20**年×月、Aは、B県C市内の店舗でおもちゃの銀行券を使用し買物をしようとしたところを警察に通報され、駆けつけた警察署員によりAの所持品検査が行われたところ、遺失物届が出されていた他人名義のクレジットカードを所持していた。Aは同カードをC市内の路上で拾ったと供述したため、占有離脱物横領罪の容疑で逮捕され、B県警察署内で取調べを受けた。

Aは署内の留置施設に留置されたが、居室を出ようとして激しく暴れたため、保護室に收容されることとなった(刑事収容214条1項参照)。それでもなおAは保護室から出ようと激しく抵抗等して暴れたため、留置担当官である同署の警部補らは、A自身を傷つけるおそれ等があるとして戒具使用の必要性を認め、Aの両手首にベルト手錠を、両膝に捕縄をそれぞれ装着した(同213条1項参照)。この状態でAは留置施設から検察庁に護送され、弁解録取手続のため検察官室に入室したところ、意識を消失し急に動かなくなったため、救急車でN病院に搬送されたが、まもなく死亡が確認された。

Aの配偶者でZ国籍のXは、Aが死亡したのは留置担当官等が職務上通常尽くすべき注意義務に違反したためであるとして、B県に対し、国家賠償法(以下「国賠法」)1条1項に基づく損害賠償を請求した。B地方裁判所は、検察庁に護送する前の時点で留置担当官らは手錠を装着されたAの両手が異常に腫脹していたことを認識しており、速やかに病院に搬送し医師の診察・治療を受けさせる措置を講ずべき注意義務があったとして、国賠法上の違法を認めた。さらに同裁判所は、国賠法6条により、Aについて国賠法の適用があるためには、Z国と我が国との間で同条にいう「相互の保証」が存することが必要であるところ、その存否は、「我が国の国賠法と全く同一の規定であることを求めるものではなく、要件及び効果の点から見て実質的に同程度の賠償を受け得ることをもって足りる」とした上で、当事者の主張・立証に基づきこれを検討した。その結果、Z国では、本件と同様の事実関係において我が国国民は同程度の賠償を受けうるが、賠償額の上限が定められていることから、Z国人に対する我が国の国家賠償責任もZ国で認められる定額賠償の範囲に限定されるとした。同裁判所は、上限を超えて認めた現地の実務的取扱いをも参考にしたものの、Xが請求としてAの逸失利益と慰謝料とを併せ約5000万円としていたのとは対照的に、日本円に換算して約100万円の損害とし、その限度でXの主張を認めた。

Xは、公権力の違法な行使によって人命が失われたのに、賠償額として認容されたのは100万円にとどまることに到底納得ができず、控訴しようとしている。あなたがXから相談を受けた法律家であるとして、Xの憲法上の主張について意見を述べなさい。

9月号(516号)

A 県総合運動公園(「本件公園」)は、A 県によって設置された都市公園であって、「一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」として設置されたものである(都市公園法2条1項1号、同法施行令〔以下「施行令」〕2条4号)。本件公園は、芝生広場・多目的グラウンドのほか、競泳用の室内プール及び遊泳プールの施設等がある。本件公園内で競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合は、A 県知事の許可を受けなければならない(A 県都市公園条例〔「本件条例」〕9条1項4号)。

競泳・遊泳各プールについては、夏季以外の活用が課題となっていた。A 県で対応を検討し、競泳プールは冬季にスケートリンクに変更するよう整備することとされたものの、遊泳プールはその構造上難しいことが判明したため、催物等の場所として提供することとし、これまで、釣り(プールフィッシング)行事や地域の飲食店を一堂に集めた催物などのほか、その造形美も評価されていたことから、モデルやタレント等の撮影会としても利用された。撮影された写真等は SNS に投稿され、遊泳プールは撮影会の場所として特に若い世代に広く知られることになった。

しかし、一部撮影会では、水着姿の女性が性的に問題と考えられる姿態で撮影され、それが SNS に投稿されると、A 県民の子育て世代から、遊泳プールは子ども達も利用するのに、このような撮影会での利用はいかなるものか、との苦情が多数寄せられた。また、A 県議会議員からも、このような行事に本件公園を提供することは「性の商品化」を A 県が助長するもので施行令2条1項4号に反し、撮影会での利用は一切認めない方針とすべきである旨の申入れが A 県知事になされた。A 県の担当者が SNS 等を確認したところ、一部写真には、ひわいな姿態で被写体となっている女性のものが確認できた。担当部局内では、問題の撮影会の一部に過ぎないので、性的に問題のある姿態での撮影を禁止する等の条件を許可に付せばよいのではないかと意見もあったが、A 県知事は、A 県民からの苦情や A 県議会議員の申入れを重く受け止め、撮影会の利用については、本件条例9条2項2号・3号を根拠に、すべて不許可とする方針とした(以下「本件方針」)。

A 県内に居住する X は、コスプレを楽しむ目的で組織された権利能力なき社団を主宰し、A 県内外で撮影会等を開催してきた。撮影会では、性的に問題のある姿態での撮影等、公序良俗を乱す撮影がなされた場合、会員資格を剥奪する方針を採用していた。X は毎年11月に遊泳プールで撮影会を開催していたため、20**年7月×日、A 県知事に許可の申請をしたところ、同知事は、本件方針に基づき X の申請を拒否した。このため X は、利用料が本件公園の数倍にのぼる隣県内の民間運動施設を会場としたが、衣装等の運搬費用等も例年に比べ数倍となった。X は A 県に対し損害賠償請求をしようと考え、旧知の法律家甲に相談した。

あなたが甲であるとして、Xがどのような憲法上の主張ができるか、意見を述べなさい。なお、都市公園法及び同法施行令の関係条文については、各自 e-Gov 法令検索等で確認すること。

○ A 県都市公園条例（抄）

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の許可は、当該許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

一 都市公園の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る行為について条件を付することができる。

8月号 (515号)

ツイッターは、短文のメッセージ（ツイート）等を投稿できる情報ネットワークである。インターネットの利用者は誰でも、アカウントが公開となっていればツイッターを閲覧することができるが、その特徴の一つに、自分以外の利用者が、自分のツイートに対し応答（返信）したり、これに利用者自身が返信したりするという、利用者間の相互交流が図られる点がある。ある利用者のツイートに他の利用者が支持・承認の意思表示等をする機能（「いいね」）のほか、各ツイートは「リツイート」が繰り返されることもあり、同時に、利用者は自身のツイートに関する他の利用者のツイートに返信することもでき、利用者はこれらを、自身の元々のツイートとあわせて通覧することができる。以上のことから、ツイッターは、利用者間による相互交流等を可能にする点で、複数の重層的な会話が成立するソーシャル・メディア・プラットフォームといわれている。一方、ツイッターには、相互交流を制限する手段があり、一つは、「ブロック」と呼ばれ、ブロックされた当該他の利用者は、ツイッターにログインした状態で、自分をブロックした利用者のツイートを閲覧したり、検索等を行うことができなくなる。もう一つは「ミュート」と呼ばれ、ミュートされた当該他の利用者にはそれを感知させずに自分のタイムラインには表示されなくすることができる（ミュートされた利用者はフォローはできる）。

20**年*月、衆議院議員Aが新たにW党総裁に選出され、翌月の衆議院議員総選挙でW党が圧勝し、Aは内閣総理大臣に指名・任命された。国会議員の間では、情報発信のツールとしてSNSを利用する者が増加していたところ、Aは、W党総裁に選出される前からツイッターを利用し情報発信をしていた。Aは内閣総理大臣就任後、国内外の重要政策等国政全般にわたる内閣の方針や内閣総理大臣としての活動等について、自身がそれまで使用してきたアカウントのユーザー名を「@内閣総理大臣A」とした上で、首相官邸のツイッターとは別に、発信することにした。Aのページには「第〇〇代内閣総理大臣A」と記載され、このアカウント名によるツイッターは広く国民の閲覧に供され、これをフォローしたいと考える国民は誰でもそうすることができる旨明記されている。Aのツイッターは内閣総理大臣補佐官（広報・情報発信担当）等が運営を担当しているが、ツイートは、基本的にAが考案したものを同補佐官等による修正等を経て行われている。Aは、1日に数回、A内閣の重要政策、立法アジェンダの紹介、閣議決定の概要及び諸外国の首脳との面会といった自身の活動等についてツイートをしている。しかし、マスメディア等で自身の政策が批判的に報道されると、自ら強く弁明又は激しく反論するなどのツイートもしばしばみられたことから、Aのツイッターは注目され、1件のツイートに対するリツイートが平均7万回、「いいね」の件数が18万件にのぼっていた。

Aは、20**年*月、B県C市で開催された国際芸術祭「Bトリエンナーレ」において、A政権の安全保障政策を揶揄する作品等が展示されることを聞き及び、ツイッター上で、「公的資金が投入される芸術祭で政治的な内容の濃い作品を展示するのはおかしいのではないか」などと発信した。これに対し、Xらは、Aのこのツイートをリツイートした上

で、内閣総理大臣である A がこのような発言をすることは表現の自由にとって萎縮効果をもたらすもので許されない、などとする批判的なツイートをしたところ、数万回のリツイート及び「いいね」があった。これに対し A は、A に批判的な者との相互交流を遮断しようと考え、X らが A に批判的なツイートを開始した直後に、X らのアカウントをブロックした。

X はこのブロックについて憲法上の問題があるのではないかと考え、旧知の法律家甲に相談しようとしている。あなたが甲であるとして、意見を述べなさい。

7月号 (514号)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」）は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減し、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害を受けた者（犯罪被害者）等に対し犯罪被害者等給付金（「給付金」）を支給するものである（1条）。給付金には、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金がある（2条7項・4条）。給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならない（10条1項・11条1項）。

X（男性）は、200＊年頃A（男性）と交際するようになり、同居して生活することになった。居住するW県では、男女の婚姻関係と異なる実質を備える同性関係について「パートナーシップ証明」を行う条例が施行されており、XとAはその証明を得た。2023年＊月、Aは勤務先の同僚Bと口論となり、激昂したBは殺意を抱き、勤務先の給湯室にあった果物ナイフでAを突き刺すなどして、Aを死亡させた。Bは2023年△月、W地方裁判所において、この殺害行為につき懲役14年の有罪判決を受け、同判決は確定した。Aを失ったXは悲しみに暮れ、また、X自身仕事を持っているものの、2人の生活は主としてAの稼得に依拠していたこともあり、犯給法の存在を知人の法律家甲から聞き及び、2023年○月、XはW県公安委員会に対し、自身が犯給法5条1項1号かつこ書の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（以下「本件規定」）に該当するとして、配偶者に対する遺族給付金の支給の裁定を申請した。同公安委員会は、2024年×月、Xの申請につき、次の理由で、遺族給付金を支給しない旨の裁定をした（以下「本件処分」という）。①民法上、法律婚主義が採用されていることから、犯給法4条1号に定める遺族給付金については、一次的には法律上の婚姻関係にあった配偶者が受給権者とされるべきところ、本件規定は、同法の目的に鑑み、犯罪被害者との間でこれと同視しうる関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護しようとするものである。その対象としては内縁関係が想定されており、これは異性間の関係であることが当然に前提とされてきたのであって、同性間の関係は想定していない。②仮に同性間の関係が内縁関係と同様に扱われるべきであるとしても、犯給法に基づく給付金の支給は公費で賄われる以上、限りある財源をどのような要件で配分すべきかについては、国会の判断に委ねられるべき事柄であり、犯給法に定められた給付金の受給権者の範囲を公安委員会の解釈で拡張することは、その権限を超える。

Xは、性別にかかわらず、犯罪被害者と終生互いに助け合うことを約束し合った上で共同生活関係にあり、かつW県のパートナーシップ証明を得た関係であれば、犯給法に基づく救済の必要性は等しく妥当するものであるところ、同性間の共同生活関係に関しては、同性パートナーシップに関する公的認証制度のほか、民間事業者等でも同性パートナーを「配偶者」として扱う例など、その共同生活関係を認める社会的意識が形成されつつある中で、異性間の関係と同性間の関係を区別する合理的理由はないのではないかと考えている。そこで、

法律家甲の元に、本件処分の憲法上の問題について相談に来た。

あなたが法律家甲であるとして、本件処分の憲法上の問題について意見を述べなさい。犯
給法については、各自 e-Gov 法令検索等で確認すること。

6月号 (513号)

文部科学省によると、令和2(2020)年度に性犯罪・性暴力等により懲戒処分等を受けた教員は200人とされ、自校又は他校の児童生徒等に対する性犯罪・性暴力によって懲戒処分を受けた者は96人(うち免職91人、停職5人)とされている。こうした児童生徒等に対する性犯罪・性暴力は、児童生徒に深刻な精神的影響を与えるのみならず、教師との力関係の中で生じることから、児童生徒の側が自らその被害を第三者に訴えることが難しく、また、児童生徒が被害そのものを認識することが難しい場合もあるといわれる。

教育職員免許法(「免許法」)では、公立学校の教員が懲戒免職処分を受けると、教育職員の免許状が失効し、私立学校の教員については懲戒免職に相当する事由で解雇されたと認められるときは免許状の取上げが行われる。しかし、免許状の失効・取上げの日から3年を経過すると、申請による免許状の再授与が可能となっていた(令和3年法律第57号による改正前の同法10条1項2号、11条1項、5条1項4号・5号)。このため、性犯罪・性暴力等により懲戒処分等を受け免許状が失効等されても、処分歴を申告せず免許状の再授与を申請し、他の地方公共団体で再び教育職員として採用され、再び性犯罪・性暴力等に及ぶケースもありうるといわれていた。政府は、こうした問題に対処すべく、これらの事由で懲戒免職等になった教員の免許状失効等の欠格期間を実質的に無期限に延長する免許法の改正を試みたが、次のような理由で断念した。①これらの事由により無期限で免許状を授与しないことは刑の執行後10年で消滅する刑法34条の2第1項との関係で均衡を欠く。②要件として明確化することが難しい(たとえば「小児性愛」該当者等とした場合不明確となる)。③これらの教員を教壇から永久に排除することは職業選択の自由(憲22条1項)との関係で問題である。

そこで、国会議員らは、議員立法として、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を可決・成立させた(令和3年法律第57号。「本法」)。本法は、教育職員等による児童生徒に対する性的暴力が、児童生徒の権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷等、生涯にわたって心身に重大な影響を与えることから、教育職員等による児童生徒に対する性的暴力を防止する諸施策を講ずることを目的とするもの(1条)である。児童生徒等に刑法177条に定める行為をすること等を「児童生徒性暴力等」と定め(2条3項)、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法に基づき免許状が失効・取上げとされた者を「特定免許状失効者等」とした上で(2条6項)、特定免許状失効者等について再び免許状を授与する場合、都道府県教育委員会は、失効等の原因となった当該児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、また、都道府県教育委員会に設置される「都道府県教育職員免許状再授与審査会」の意見を聴き、その者の改善更生の状況等の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り授与するものとする(22条1項・2項、23条)。文部科学大臣が決定した指針(令和4年3月18日)によると、再授与の審査にあたり、授与権者は、上記審査会の意見を踏まえ、「加害行為の重大性、本人の更正度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められ」、再授与には、少なくと

も児童生徒性暴力等を再び行わないことの「高度の蓋然性」が必要であるとされる。

本法の合憲性が裁判所で争われるとして、あなた自身の見解を論じなさい。なお、必要に応じ、参考とすべき判例に言及し、関係法令 e-Gov 法令検索等によって各自確認すること。

5月号 (512号)

Y市では、20**年以降、Y市中心部のA駅前繁華街で、わが国に居住する特定の国の出身者や特定の人種・民族に属する人々の排斥を訴える内容のデモ等が多数行われた。これらは、ワゴン車に搭載したスピーカーや拡声器等を用い、「〇〇人をY市から叩き出せ」、「〇〇人は殺す」、「〇〇人はゴミ」といった主張を騒々しく繰り返すものであった。これらのデモについては、法務省Y地方司法務局長により今後同様の行為を行うことのないよう勧告がなされた。

このような状況に鑑み、Y市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、「Y市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(以下「条例」)を制定した。条例は、「不当な差別」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を2条に定めるように定義した上で、①何人も、Y市区域内の道路等において、拡声器を使用するなどして本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行うことを禁止する。②Y市長は、不当な差別的言動を行うなどした者が、再び同一の理由で差別的言動を行おうとする明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し一定の期間と地域を定め、不当な差別的言動を行ってはならない旨勧告することができる。③この勧告に従わなかった者が再び同一の理由で不当な差別的言動を行おうとする明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、不当な差別的言動を行ってはならない旨命ずることができる。④③の命令を受けた者がこれに従わないときは、Y市長は、その者の氏名・住所等を公表することができる。②～④の勧告・命令・公表の実施は、あらかじめY市差別防止対策審議会の意見を聴くものとされている。⑤③の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

Y市で〇〇国出身者に対する不当な差別的言動を繰り返してきたXは、上記③の命令を受けたので、条例が憲法違反であるとして争おうとしている。Xから提起される憲法上の主張について、Y市はどのような反論ができるか、論じなさい。なお、条例の規定の明確性・広範性及び法律と条例の関係については論じなくてよい。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「解消法」)は各自の六法で確認すること。

[参考]

○ Y市差別のない人権尊重のまちづくり条例 [抄]

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第 2 条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

4月号 (511号)

Xは、信者数約1500名の宗教団体であったところ、平成*年×月○日、所轄庁であるA県知事により規則の認証を受け、創始者Zを代表役員として宗教法人格を取得した。しかしその後、ZらXの役員は、健康上の不安または人間関係等で悩む多数の信者等に対し、下部組織の幹部らと共に、宗教活動の名の下に、あたかも自らに霊能があるかのように装い、これらの信者等には悪霊が取り憑いており、「貢ぎ料」を納めれば退散できるなどと申し向け、高額の金銭を要求していたことが明らかになった。被害を受けた多くの信者等はXに対し民事裁判を提起し、Xに対し民法上の不法行為責任が認められるなど、一連の事態は社会問題として大きな注目を浴びた。

こうした事態を受け、A県知事は、Xをめぐる一連の事態は、宗教法人法（以下「法」）81条1項1号・2号前段に定める事由に該当する疑いがあると認め、法78条の2第1項3号・2項に基づき、宗教法人審議会の意見を聴いた上で、Xに対し、Xの業務・事業の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、Z等Xの関係者に対し質問をした。その結果、A県知事は、同法81条1項1号・2号前段にいう「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」及び「[同法]第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するとして、宗教法人の解散命令の請求（以下「本件解散命令請求」）をA地方裁判所に行った。これに対し、Xは、本件解散命令請求について、憲法上の主張を提起して争おうとしている。

【設問】

Xは、どのような憲法上の主張ができるか、参考にしうる判例に言及しながら、あなたの見解を述べなさい。なお、条文は手持ちの六法登載のものまたはe-Gov法令検索等で確認すること。